

川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用、勤務条件等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(職の設置)

第2条 会計年度任用職員の職の設置に当たっては、その職を必要とする局長等（川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に規定する局及び本部の長、区長、市民オンブズマン事務局長並びに会計管理者をいう。以下同じ。）の申請に基づき、総務企画局長が設置する。

(会計年度任用職員の職名)

第3条 会計年度任用職員の職名は、職務の内容を適切に表す用語をもって総務企画局長が定める。

(任用)

第4条 会計年度任用職員は、川崎市職員の任用に関する規則（平成13年川崎市人事委員会規則第1号）第10条第1項第12号に基づき、選考の上、市長が任命する。

2 前項に規定する選考に当たっては、公募を行うこととする。

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。ただし、第1号の規定による公募によらない選考による任用は、4回までとする。

(1) 前会計年度に会計年度任用職員として任用されていた者を引き続き当該任用されていた職と同一の職務内容と認められる職への任用の選考の対象とする場合において、勤務成績等に基づき、能力の実証を行うことができ

ると認める場合（能力の実証の結果が標準点以上である場合に限る。）

（２）職務の性質等から、公募により難いと認める場合

（任用期間）

第 5 条 会計年度任用職員の任用の期間（以下「任用期間」という。）は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で局長等が定めるものとする。

2 会計年度任用職員の任用期間がその採用の日の属する会計年度の末日前に満了する場合において、業務の執行上必要と認めるときは、前項に規定する期間の範囲内において、その任用期間を更新することができる。この場合における更新の実施については、任用期間満了時の業務の量及び進捗状況、当該会計年度任用職員の勤務実績及び能力等により判断するものとする。

（勤務条件の明示）

第 6 条 会計年度任用職員の任用に際しては、その者に対して任用期間、給与、勤務時間その他の勤務条件を明示しなければならない。

（勤務日、勤務時間及び休憩時間）

第 7 条 会計年度任用職員の勤務日は、原則として 1 週間について 5 日の範囲内で局長等が総務企画局長と協議して別に定めるものとする。

2 会計年度任用職員の勤務時間は、原則として、1 日について休憩時間を除き 7 時間 45 分以内、1 週間について休憩時間を除き 38 時間 45 分未満とし、その割振りは局長等が総務企画局長と協議して別に定めるものとする。

3 会計年度任用職員の休憩時間は、正規の勤務時間が 6 時間を超える場合においては、所定の勤務時間の途中で原則として 1 時間置くものとし、その割振りは局長等が総務企画局長と協議して別に定めるものとする。この場合において、所属長は、公務のため臨時又緊急の必要があるときは、会計年度任用職員の休憩時間を臨時に繰り上げ、又は繰り下げることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の勤務日、勤務時間及び休憩時間については、川崎市職員の勤務時間等に関する規程（昭和35年川崎市訓令第4号）第2条の例による。

5 前各項の規定にかかわらず、職務の性質上これらの規定により難しい会計年度任用職員の勤務日、勤務時間及び休憩時間については、局長等が総務企画局長と協議して別に定めることができる。

（週休日及び休日）

第8条 会計年度任用職員の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）は、原則として1週間について2日以上又は4週間を通じて8日以上与えるものとし、局長等が総務企画局長と協議して別に定めるものとする。ただし、フルタイム会計年度任用職員の週休日については、川崎市職員の勤務時間等に関する規程第2条の例による。

2 会計年度任用職員の休日については、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。）第7条の例による。

3 前2項の規定にかかわらず、職務の性質上これらの規定により難しい会計年度任用職員の週休日及び休日については、局長等が総務企画局長と協議して別に定めることができる。

（週休日の振替等）

第9条 会計年度任用職員の週休日の振替等については、川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年川崎市人事委員会規則第8号）第5条に定めるところによる。

（休日の代休日）

第10条 会計年度任用職員の休日の代休日については、勤務時間条例第7条

の2の例による。

(時間外勤務)

第11条 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、業務上やむを得ないと認められるときは、会計年度任用職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は休日に勤務することを命ずることができる。

2 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、勤務時間条例第8条の2の例による。

(休暇)

第12条 会計年度任用職員の年次休暇、特別休暇、病気休暇、介護休暇及び介護時間については、川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第6条から第13条までに定めるところによる。

(職務専念義務の免除)

第13条 会計年度任用職員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年川崎市条例第17号)第2条の規定に基づき職務に専念する義務の免除を受けることができる。

2 前項の規定により職務に専念する義務の免除を受ける場合は、川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年川崎市条例第1号)第8条の規定に基づき、給与を減額して支給する。ただし、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは減額しないものとする。

(1) 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第2号及び川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第8号)第2条第1項第6号から第12号までに掲げる場合

(2) セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情相談を行う場合

(3) 人事評価に関する苦情相談を行う場合

(4) その他市長が特に認める場合

(育児休業及び部分休業)

第14条 会計年度任用職員の育児休業及び部分休業については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号）の定めるところによる。

(給与等)

第15条 会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償については、川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例の定めるところによる。

2 会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額は、川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例第3条の規定に基づき、局長等が総務企画局長及び財政局長と協議して別に定める。

3 前項に規定する額を月額で定める場合において、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）第3条第1項に規定する給料表を準用して定めるときの相当する表級号の範囲の考え方及び本市職員としての経験月数（採用の日前3年間の範囲内に限る。）の考慮方法については、総務企画局長が別に定める。

(旅費及び費用弁償の等級)

第16条 川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）別表第3項の規定に基づき定める等級は、同表の4等級とする。

2 川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例第23条第4項の規定に基づき定める川崎市旅費支給条例別表の等級は、同表の4等級とする。

3 前2項の規定にかかわらず、職務の性質上これらの規定によりがたいものとして特に必要と認める場合には、川崎市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員との権衡、職務の特殊性等を考慮し、局長等が総務企画局長と協

議して別に定めることができる。

(社会保険の適用)

第17条 会計年度任用職員に対する社会保険の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第18条 会計年度任用職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

(退職、失職及び免職)

第19条 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職するものとする。

- (1) 任用期間が満了したとき。
- (2) 退職を願い出て承認があったとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 任用を必要とする事由がなくなったとき。

2 会計年度任用職員が法第28条第4項の規定の適用を受けるときは、その職を失う。

3 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、免職することができる。

- (1) 法第28条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当し、分限処分として免職するとき。
- (2) 法第29条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当し、懲戒処分とし

て免職するとき。

(適用除外)

第20条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の性質上これらの規定により難い会計年度任用職員の取扱いについては、これらの規定の適用を受ける会計年度任用職員との権衡、職務の特殊性等を考慮し、局長等が総務企画局長と協議して別に定める。

(定めのない事項)

第21条 この要綱に定めのない事項については、川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところによるほか、法、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令の定めるところによる。

(要綱の設置)

第22条 局長等は、原則として、所管する会計年度任用職員の職務、勤務条件等に関する要綱を定め、その適正化を図るものとする。この場合において、要綱を定めるに当たっては、総務企画局長に合議するものとする。

(委任)

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務企画局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)の前日まで非常勤職員(地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の職員をいう。以下同じ。)又は臨時的任用職員(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の地方公務員法第22条第2項の規定により臨時的任用された職員をいう。以下同じ。)として任用されて

いた者（公募を経て任用された者に限る。）については、第4条第3項第1号に規定する前会計年度に会計年度任用職員として任用されていた者とみなして、同項の規定を適用する。

3 前項の規定によりみなして適用される第4条第3項第1号の規定に基づき公募によらない選考により任用された者に係る同項ただし書の適用については、施行日前における非常勤職員又は臨時的任用職員としての直近の公募以降に年度をまたいで任用を更新した回数を、同号の規定による公募によらない選考による任用の回数に通算するものとする。

4 令和2年度に会計年度任用職員として任用される者のうち、令和元年度に非常勤職員又は臨時的任用職員として任用されていた者については、川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第7条第3項に規定する各号職員であった者とみなして、同条に定めるところにより年次休暇を付与する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。